

總務第六十七號

決 議 用 紙

大臣

總務局長



主局長

總務局次長

起草



擔課長



受審件

額 類 名

支分二二二二二
口以石以石以石

廳 名

外務省
支分二二二二二

陸軍省

送甲第三十八號

早送

明治 年 月 日

本年二月三日

天皇御前
天皇御前より御座りて
其方指しおし口以石以石以石
三の以石以石以石



此の御書は

と兼 幸甚幸甚 喜ぶ所ありて候

奉りしに

天長即白麻紙に籠りて在りて候と云々
片端、おのり紙に籠りて在りて候
三の紙に用紙外房尚無候と云々
可く申す所あり候と云々

巻
送乙第四二四號



皇
元
第
三
三
六
號



一七一一號

十月三日

長官、中山、下所、廣、如、彼、於、
有、人、等、上、所、管、下、月、三、日、去、山、前、山、所、
、日、此、為、律、兵、物、ノ、内、亦、由、ノ、方、に、於、
、烟、火、由、於、揚、攻、ノ、百、口、多、支、氣、し、り、
、同、日、午、後、三、時、以、上、借、用、致、意、
、如、月、以、信、彩、也、

明治十九年十月十日

外務大臣秘書官



陸軍大臣秘書官

陸軍大臣秘書官